

福岡県公報

平成23年11月30日
第3334号

目次

告示(第1916号-第1947号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 2
- 過疎地域自立促進特別措置法に基づく市道の改築工事の完了 (道路建設課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の併用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の併用の開始 (道路維持課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 土地取用法に基づく事業の認定 (用地課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課) 6
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) 7
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- 基本測量の実施 (中小企業振興課) 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 10
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 11

公 告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (薬務課) 11
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (自然環境課) 11
- 貸金業者の所在等の不確知 (中小企業経営金融課) 11
- 平成23年度砂利採取業務主任者試験の合格者発表 (工業保安課) 12

告 示

福岡県告示第1916号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成22年3月福岡県告示第536号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高雄(b)	太宰府市高雄6丁目及び高雄3丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1917号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高雄(b)	太宰府市高雄6丁目及び高雄3丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1918号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき市道の改築工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のように告示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

路線名	完了した工事の区間	工事の種類	工事の完了の日
下横山東西線	八女市上陽町下横山2327番3先から 同市上陽町下横山2115番1先まで	道路改良工事	平成23年11月30日

福岡県告示第1919号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンスーパーセンター古賀店
- (2) 所在地 福岡県古賀市舞の里三丁目14番12号ほか

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

駐車場入口の止まれ・停止線・進行矢印が薄くなった場合は、早急に補修をお願いします。

駐輪場No1、No3については、歩道上に駐輪されないよう、監視指導をお願いします。

駐車場出入口No2については、市道からの右折入りは当時の協定で禁止されていますが、現状は右折車が多数あり、渋滞の原因となっております。つきましては、現在敷地内に禁止標識はありますが、もっと利用者にわかりやすく設置できないか検討願います。また、催し時には交通誘導員の配置をお願いします。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

出力11kwの送風機は騒音規制法上の特定施設に該当する可能性があります。該当する場合、古賀市への特定施設の設置届出が必要となります。

福岡県告示第1920号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アイレックスガーデン花見東
- (2) 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1862番6ほか

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

出入口の停止線・止まれが薄くなった場合は、補修をお願いします。

催しが開催される場合は、混雑すると思われるので、出入口には今までどおり交通整理員の配備をお願いします。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

意見なし

福岡県告示第1921号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年10月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

ドネルモ

(2) 代表者の氏名

山内 泰

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区上川端町9丁目35番リノベーションミュージアム冷泉荘B55号

(4) 定款に記載された目的

本法人は、若者を中心とする市民と社会とのあいだに、既存の価値観を捉え直すかたちで、つながりと活動の場を設え、そこに新しく文化が息づくように支援をし

ながら、その文化が経済的な豊かさや地域社会の活性化へと結びつくようなしくみの創出を目的とする。

福岡県告示第1922号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人福岡被災地前進支援

(2) 代表者の氏名

大神 弘太郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区片江3丁目17番24

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地震、洪水等の自然災害やテロ等の人為災害等での被災者及び被災地に対して、積極的な支援活動に関する事業を行い、緊急時のみならず平常時から人々が助け合い、支えあうボランティア精神豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1923号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代12月号	雑誌15277-12	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話時報12月号	雑誌05167-12	株式会社竹書房	
	3	実話ドキュメント12月号	雑誌05267-12	株式会社竹書房	

福岡県告示第1924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	藤 田 線 日吉町	前	久留米市花畑二丁目3番1先から 久留米市西町1179番6先まで	13.3 ～ 21.0	22.0
			後	久留米市花畑二丁目3番1先から 久留米市西町1179番6先まで	14.3 ～ 23.5	

福岡県告示第1925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	藤 田 日吉町 線	久留米市花畑二丁目3番1先から 久留米市西町1179番6先まで

福岡県告示第1926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	211号	朝倉郡東峰村大字小石原鼓1948番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2274番2先まで

福岡県告示第1927号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市陵巖寺一丁目466番2及び466番4から466番7まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市西区今宿二丁目5番4号

セイケンハウス株式会社

代表取締役 西田 雄三

福岡県告示第1928号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 起業者の名称
柳川市
- 2 事業の種類
庁舎駐車場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県柳川市本町地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である柳川市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成23年度一般会計補正予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、柳川市が柳川市本町地内において、柳川市庁舎に隣接する土地を取得して庁舎駐車場の整備を行うものである。

柳川市は、平成17年3月21日に旧柳川市、旧大和町及び旧三橋町の合併によって新たに誕生した市であり、旧柳川市庁舎を柳川庁舎として利用して業務を遂行している。

現在柳川庁舎には、大和庁舎の産業経済部及び三橋庁舎の教育部以外の多くの部署が配置されているため、合併前よりも多くの市民等が来庁しており、駐車場の利用に支障を来している。

このような駐車場不足の問題は、来庁者に不便をかけているだけでなく、交通上の危険の増大をもたらし、周辺住民の生活環境の障害となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、来庁者の利便性の向上が図られ、地域住民に対する行政サービスの向上、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、起業地を含む地域は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地として指定されているが、福岡県教育委員会から起業地編入について支障ない旨の回答を得るとともに、協議により、埋蔵文化財の調査を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益については、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性・安全性、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性・安全性が高く、既存駐車場と一体的に利用することで機能が向上し、最小限の造成工事で済み、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、来庁者に不便をかけているだけでなく、交通上の危険の増大をも

たらし、周辺住民の生活環境の障害となっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、柳川市から申請のあった庁舎駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

柳川市役所（総務部財政課）

福岡県告示第1929号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市美鈴が丘五丁目21番1及び21番57から21番70まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役 竹島 和幸

福岡県告示第1930号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の

規定により次のように告示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糸島市二丈福井字ヒエコバ4219、字ホガラ山4258の11から4258の13まで、字アラタニ4260の3、4260の6、4260の7、字藤尾4268の2、4268の7、字高尾4269の1、4269の3から4269の5まで、4269の20、字山口4334の1、4334の6、4334の10、4334の11、4349の6、4349の7、4354の3、4354の5から4354の7まで、4354の14

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1931号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月15日農林水産省告示第1817号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1932号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月11日農林水産省告示第1804号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1933号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 新入パワータウン
- (2) 所在地 福岡県直方市大字下新入字上中曾根522-2ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1934号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（基盤地図情報整備）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
直方市、大刀洗町	平成23年11月29日から 平成24年3月31日まで

福岡県告示第1935号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業角田北部地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
豊前市、築上町角田北部地区	平成23年10月6日から 平成24年3月26日まで

福岡県告示第1936号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宗像市野田	平成23年10月20日から 平成24年3月15日まで

福岡県告示第1937号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑前町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（カラー撮影、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑前町全域	平成23年9月26日から 平成24年3月23日まで

福岡県告示第1938号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、飯塚市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（1級基準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
飯塚市相田	平成23年10月3日から 平成24年1月20日まで

福岡県告示第1939号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
田川市、北九州市、宮若市、中間市外	平成23年9月6日から 平成24年2月3日まで

福岡県告示第1940号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上毛町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（カラー撮影、デジタルオルソ制作）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
上毛町全域	平成23年8月8日から 平成24年3月26日まで

福岡県告示第1941号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区	平成23年10月31日から 平成24年1月31日まで

福岡県告示第1942号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字志井	平成23年12月1日から 平成24年1月31日まで

福岡県告示第1943号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成23年11月1日から 平成24年1月31日まで

福岡県告示第1944号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類

公共測量（3級基準点測量）

- 2 測定の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区大字乙丸	平成23年10月15日

福岡県告示第1945号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量、3級水準点測量）
- 2 測定の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市内一円	平成23年3月31日

福岡県告示第1946号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測定の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成23年9月28日

福岡県告示第1947号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宗像市くりえいと北土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（宗像都市計画事業くりえいと北土地区画整理事業）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市須恵及び平等寺の各一部	平成23年9月30日

公 告**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和29年福岡県規則第22号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部業務課に備え置きます。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の改正は、九州地方知事会（政策連合）において取組が行われている各県の申

請・届出等の様式統一化に伴って、形式や用語の整理を行うものであり軽微な変更に応ずるため、福岡県行政手続条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成23年11月25日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで温泉法に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c02/onsen-syobunkijunkaisei23.html>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、温泉法（昭和23年法律第125号）の一部改正に伴って、引用条項の整理を行うものであり、軽微な変更に応ずるため。

2 施行日

平成23年11月30日

公告

次に掲げる貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同号の規定により当該貸金業者の登録を取り消すこととする。

平成23年11月30日

福岡県知事 小川 洋

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
K-PLANNING 古賀 政好	福岡市博多区博多駅前 2丁目13番8号ハタエ ビル2F	福岡県知事 (2)第08474号	平成22年2月15日

公告

平成23年度砂利採取業務主任者試験（平成23年11月11日実施）の合格者を次のように発表する。

平成23年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

合格者受験番号

1	2	3	4	5	6
7	12	13	17		